

地方行政委員會議錄第三号

昭和二十八年十一月三日(火曜日)

午後二時二十二分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事 佐藤 親弘君 理事 藤尾 弘吉君

理事 床次 徳二君 理事 西村 力弥君

理事 門司 亮君 理事 松永 東君

生田 安一君 齋谷 憲一君

三浦寅之助君 山中 貞則君

山本 友一君 鈴木 幹雄君

橋本 清吉君 藤田 謙光君

北山 愛郎君 滝井 義高君

横路 節雄君 伊瀬幸太郎君

大矢 省三君

出席國務大臣 塚田十一郎君

出席府政委員 林 修三君

法制局長 石井 通則君

總理府事務官(南方連絡事務局局長) 鈴木 俊一君

自治庁次長 位野木益雄君

検事(法務大臣官房調査課長) 小瀧 彬君

外務政務次官 小林與三次君

委員外の出席者 治庁行政部長(自治庁行政部長) 金丸 三郎君

總理府事務官(自治庁行政部長) 柴田 護君

總理府事務官(自治庁行政部長) 有松 昇君

財政部財政課長 專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

十一月二日

委員生田安一君辭任につき、その補

欠として佐々木盛雄君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員佐々木盛雄君辭任につき、その

補欠として生田安一君が議長の指名

で委員に選任された。

本日(火曜日)に付した事件

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の

暫定措置等に関する法律案(内閣提

出第四号)

委員佐々木盛雄君辭任につき、その補欠として生田安一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木盛雄君辭任につき、その補欠として生田安一君が議長の指名で委員に選任された。

本日(火曜日)に付した事件

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の

暫定措置等に関する法律案(内閣提

出第四号)

地方財政に関する件

○中井委員長 これより會議を開きま

す。

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の

暫定措置等に関する法律案を議題と

し、質疑を続行いたします。質疑の通

告がありますから、順次これを許しま

す。鈴木幹雄君。

○鈴木(幹)委員 ごく簡単に一、二の

問題をお伺いしたいと思ひます。

一つは、この法律案は、奄美群島の

本邦復帰に伴う暫定的な経過措置を

規定するものであります。法案に

規定されておるうちに、幾多の国内法

の適用が政令にゆだねられておりま

す。これはまことに異例なことであ

ります。大島の今日までの経過から見

ますと、これもまたやむを得ないかと

存するものであります。従つて私は、原

則としてこういう取扱ひはできるだけ

すみやかに廃止をして、国内法を全面

的にこの地域に施行することが、法の

建前から申しまして、また大島復帰

の建前から申しまして、当然であろ

うと思ふのであります。そこで私のお

伺いたしたいのは、ここに「当分の

間」というような文字を使つておりま

すが、また現地に置きましては、同時

に法の全面的適用を、特別の事情とい

うことを強調されまして、なるべく延

ばしめたいといふような希望も

あるようであります。当局としてま

しては、この間の期間といふものを、ど

の程度にまで予定されておるか。この

点を第一番にお伺いしたい。

○林政務委員 ただいまのところ実は

これの予定は、はつきりつきかねるわ

けでございますが、御承知のように二

条の二項では、施行を延期する法令は

一応施行の日から六箇月以内といふこ

とをいつております。少くとも六箇月

の間は、法律関係につきましては特別を

認めることを原則といたしてござい

ます。しかし特別な事情があれば、さら

にそれを延ばすといふようなことにな

つております。ほかの点もございま

すので、多少それよりあとまで延びる

といふことは、当然考えられるわけで

あります。この法律は、大島復帰から申

せば、復帰に伴う暫定的措置、経過措

置を主として考へております。なお特

定恒久的に奄美大島につきまして、

いろいろな点で特別をしなければなら

ないといふようなことがございする

ば、やはり恒久的な立法がそこで考へ

らるべきではなからうかといふことも

考へます。たとえばはたして適例かど

うかわかりませんが、離島振興法とい

うような法律もあるわけでありま

す。ああいうものに奄美大島の法令を

響くといふことも当然あるべきことだ

と思ひます。やはりある程度恒久的な

必要な措置になれば、ああいう形で、

あるいは税法の中に特別を置くといふ

ことも考へられます。そういうことを

すべきでありましようし、そういう意

味におきまして、この法律はそう長く

は置いておくべきものではないのでは

なからうかと考へております。但しこ

の第三条のたとえば選挙法の特例等の

ごときもございしますし、ちよつと考へ

ますと、あまり確定的には申し上げら

れませんが、一年内外はどうしても続

けて行かなければならないのじやなか

らうか、かように考へております。

○鈴木(幹)委員 特例でありますか

ら、まことにわかつたようなわからな

いような御説明であります。事情は

了いたしました。

さらに予算の問題で一つお伺いいた

したいのですが、今度の十億の暫定的

な予算が、一応南方連絡事務局に一括

計上されております。この予算の内容

につきましては、おそらく当局の方に

おきまして鋭意御研究中でありますの

で、ごく最近の機会に、この内容が確

定をするものと思ひます。そのときに

はわれ／＼に御提示を願ひたいといふ

ことをあらかじめ御注文を申し上げた

のであります。予算が南方連絡事

務局に一括計上したままに施行される

のか、あるいはこれが各省別の行政部

費としてきまつた場合におきまして

は、各省にそれ／＼配付をされるの

か、この取扱ひをどういふふうになさ

るおつもりであるのか、これをお伺い

したい。

○石井政務委員 予算は南方連絡事務

局に組んであるのはございせんので、大蔵省所管に組んであるのござい

ます。従ひまして私から御答弁する

のは筋違ひかと思ひますけれども、大

蔵省の方として、具体的にきま

れば各省におそらくつけられるのじや

なからうかと考へておりますが、まだ

全般的なつけ方の方針等については、

具体的には聞いておりませんので、後

日大蔵省から御説明いただければ幸い

だと存じます。なお内容はつきりい

たしますれば、御提示申し上げること

につきましては、大蔵省にその旨伝え

て、御希望に沿えるように努力いたし

たいと思つております。

○鈴木(幹)委員 この暫定法律案は、

政令に多くのものをゆだねておりま

す。これは暫定措置としてやむを得な

いところでありまして、一体今度のこ

の結果によりまして、奄美群島の復帰し

ました全体の主務省といふものは、ど

ういふことになるか、事項別によつて

各省が主務省になるのか、あるいは政

令を定めるまでの間は、たとえば南方

連絡事務局といふようなところが主務

官庁となるのか、どういふふうな解釈

すべきであるかお伺いしたい。

○塚田國務大臣 復帰になりますまで

は、当然今の状態で南方連絡事務局と

いうことになると思ひますのでありま

す。復帰後は、どういふうあいな

るか、つまり南連で今まで通りやつて

行くか、あるいは自治庁に所管を移す

という考え方と、二つあるわけであり

ます。

第一類第三号 地方行政委員會議錄第三号 昭和二十八年十一月三日

であるということでございますので、
一応その点を除外した数字としてお聞

き取りを願いたいと思います。

百八十六億の内訳はどういうことになつておるか申しますと、まず第一に公共事業費の増加であります。これは総額三十五億一千二百万円ということになつておるのであります。それをさらに内訳別に申し上げますと、一般で七億九千五百万円、災害で十三億七千四百万円、この災害の十三億七千四百万円の内訳を申し上げますと、公共事業費五億三千五百万円、文教厚生施設復旧費といたしまして八億三千九百万円、こういうことになつております。冷害の分は十三億四千三百万円でありまして、その内訳は公共事業費が十億九千九百万円、失業対策事業費が二億四千四百万円、以上が公共事業費の増であります。これは一応百十八億というように計算をいたします。この計算の基礎は後ほど御説明申し上げます。それから災害に伴う地方税の減免減収額三十五億、これも計算の基礎は後ほど御説明申し上げます。それから災害関係の短期融資利子額、これは四億二百万円、それからその他に上述べましたものに載らない部分を繰括いたしまして、その他の災害対策費といふこととあります。以上合計いたしますと二百七億九千二百万円になつておるのであります。御承知のように国の公共事業費が縮減されておりますので、縮減前の公共事業費の総額によつて地方財政計画にすでに載つたおつた部分がありますから、その分の二十一億九千二百万円を控除いたしますと、百八十六億、こういうことになつておるのであります。

そこで財源措置の分は大体御指摘になつた通りであります。ただ五十八億の内訳でございまして、これは四十四億だけが、地方の単独事業を当初の計画に組んでおりましたのを一応国の公共事業費の節減に合せ中止した分、あとの十八億は御承知のように現在すでにございまして平衡交付金のうちの特別平衡交付金のうちから災害に充てられる分があるわけでありまして、それをこちらでめんどうを見るならば、大体向うを少し減らせるという考え方、十八億だけそれを見れば振りがえらうという考え方にして、四十億と十八億で五十八億、こういう計算をいたしたわけでありまして、そこでこの単独事業の百十八億であります。これは本来の考え方からいたしますならば、なるべく小災害も全部見てやりたいという考え方であつたわけでありまして、しかし何にいたしましてても全国の小災害は十萬箇所からあるといわれておりますし、しかも著しく小さいものが多いものですから調査ができません。地方の調査をそのまゝというわけにもなかつて行かぬので、これは全然別な根拠を立てて推算いたしましたわけでありまして、その推算いたしたやり方は、従来国の公共事業と地方の単独事業の比率といふものを、大体国の公共事業に対して一割七分五厘くらの計算で過去の実績によつてやつておつたわけでありまして、一割七分五厘という大体の比率を基礎にいたしまして農林関係の部分は、今まで国がめんどうを見ておつた、つまり単独事業にするかしないかの限界を切り下げたものでありますから、その切り下げた分を考慮に置いて一割七分五厘という

数字を一割五分六厘という数字に訂正いたしました。そして今度の国の公共事業費の総額にそれを乗じて二百七十一億という大体の数字が出ておるわけでありまして、そのうち年度内に施行する分をどのくらいにするかという検討をいたしたわけでありまして、平年だと年度内施行の部分は大体二割五分くらいというものが今までの基準であつたわけでありまして、今度の場合は災害発生時期の一番早かつたものは六割、それから順次あつたもの、五割、それから四割、こういうふうにしたしまして、それをそれらの災害の大きさに加重平均いたしましたして五割二分四厘という比率を出しました。二百七十一億という数字に五割二分四厘を乗じて百四十二億、その中からすでに当初計画において財源措置のできております二十四億を控除いたしました数字が今申しました百十八億、こういう数字であります。

それから災害に伴う地方税の減免であります。この基本の考え方は国税の減免の仕方に歩調をそろえるという考え方、こういうふうな減免をするようにということを目指して地方に通達をしております。しかしこれも現実にその通達の線に沿つてどのように減免が行われたかといふことはなかなかつかめませんし、つかんでも各地がばらばらにやつておると非常に困りますので、大体通達の線を頭に置きまして特殊の計算方法で、これはかなり詳細になりますので、もし御必要があれば、後ほど政府委員からお答え申しますが、特殊の計算方法を用いて、この数字を算出したのであります。ただこれは一般におそらく非常に少ないというふうにお感じになると思います。私も最初若干そういうふうな感じまして検討いたしましたのでありますが、非常に小さいという理由として一つ考へられましては、冷害による部分は、農業保険でカバーできる部分は、これは冷害の類から差引かれておるわけでありまして、従つてほんとうの冷害額と税の減免の基礎になる所得額といふものは、そこに食い違いがあるわけでありまして、それからもう一つ地方税の場合におきましては、事業税と市町村民税におきましては、事業税と市町村民税にまた相当な減額が出て来るわけでありまして、その二つの関係がおもに作用いたしまして、おそれる御想像より非常に小さい数字であらう、こういうふうな思ふわけでありまして、なおこの数字の中には徴収猶予になります部分は入つておりませんので、そういう意味におきまして、これはほんの減免減収だけである、こういうふうにお聞きをいただきたい。

以上、大体御説明申し上げます。なおこまかいことは政府委員からお答え申し上げます。

○北山委員　そうしますと今の数字は、さらに今度の修正によつて正式なものを資料としてお出しになるということとありますから、それによつてまたいろいろと質問する事項が出て来ると思うのです。とりあへずこの各費目の中で風水害と冷害の区分、あるものについては御説明があつたものもありませんが、水害と冷害とを区分して計算ができておるかどうかが、それができておるならばお示し願ひたい。

それから八十三億の超値といふのは一体どの資金から出すのであるか。資金運用部資金の方で出すことに決定されておる数字であるかどうかということとあります。以上二点お聞きします。

○柴田説明員　便宜私からお答え申し上げます。ただいまお配りいたしました災害関係の地方財政計画の中で、大抵初めの方の御質問の数字はそこにしておるのでございまして、公共事業費の増と書いてあります。一般といふのは既定の公共事業費の増減分でありまして、その次の災害と書いてありますのが公共事業費、文教厚生施設復旧費、地方負担にいたしまして十三億七千四百万円、これが風水害関係であります。それから冷害と書いてあります総事業費が四十億六千五百万円、それから地方費負担が十三億、これは純粹の冷害分であります。単独事業費の中の百十八億の中は、これは風水害関係と冷害関係とが込みに入つております。これは公共事業費総額を基礎にして推定いたしておりますので、中身をわけますならば百十八億に対して公共事業費の災害関係が百五十一億、それから冷害関係の公共事業費が三十五億、この二つを加えますと百八十六億、百八十六分の百五十一が風水害関係、それから百八十六分の三十五といふのが冷害関係というふうになるわけでございますが、事業の内容が実際は地方団体の選択になるわけでございます。従来単独事業につきまして、公共事業費については推算をいたしております。両方ふち込みで計算をいたしております。それから災害に伴います地方税の減免減収額関係の三十五億、約

三十億見当が風水害、五億が大体冷害関係というように推算をいたしております。それから短期融資の利率の関係はこれもつづき計算でございます。明瞭に区別をいたしかねます。その他災害対策費の八十億は、この内容は大体風水害関係であります。

それから今言つたような八十三億がどういふようなものから出するかというお尋ねであります。八十三億は資金運用部資金から出すことになつております。

○北山委員 それから公募債の振りかえ、ないし新規の増額でございまして、この公募債の募集の成績の非常に悪い地方の団体では、なか／＼公募の成績が悪くて困つておるといふようなことを聞くのであります。こういう事情のもとにおいて、さらに二十億新規にふやすということが可能かどうか。あるいはまた、従来の公募債の振りかえという二十五億の内容といひますか、どういふような事業についての起債分を振りかえたのであるかといふような点を、御説明願ひたいと思ひます。

○塚田国務大臣 二十五億の振りかえは学校の建築のために予定をしておりました公募債の分でありまして、これはその当時の規則で、今度は政府資金がつくようになりまして、これがかえつてこちらにまわつたわけでありまして、それに新しく二十億の公募債が加わつたのであります。しかしこの災害地に四十五億も公募債をまわして、はたしてうまく消化ができるかどうかといふことは、私も疑問に思つております。おそらく困難ではないかと考えられますので、これが一応財政計画の

上でこうなつておりますけれども、大体公募債四十五億を含めると、公募債の今度地方にまわつております総額が約二百五億くらいになつたかと思ふのであります。その二百五億の中で適当に操作をいたしまして、災害地の分は消化困難なと思われるものはまわさないで、むしろ資金の裏づけのあるものをまわす、こういうふうな内部操作をいたしたいと考えております。

○北山委員 それからもう一つ単独事業の節減であります。どういふ事業を節減されたのであるか。ことに地方財政計画全体のわくとしては、これで数字のつじつまが、合つていふといふようななかつたことになりまして、これを實際に個々の地方団体に当てはめて実施をするといふことになれば、この災害の財源を得るために、自分のところには節減する単独事業の起債がないといふことが出て来ると思ふのです。そういう関係もあり、その単独事業の節減する内訳、しかも節減してもいいものかどうか、それらの関係を御説明願ひたい。

○鈴木政府委員 単独事業につきましては、国の公共事業費の節減をいたしたものが約六〇％程度に相なつております。現在の地方の単独事業につきましても六百七十億のわくの約六〇％すなわち四十億程度のものを節減をし、あるいは振りかえをする、こういうことになつたのであります。従いまして災害地の団体におきまして単独事業を行う予定でありましたものが、災害が起りましたために、それを災害の単独の方に振りかえて行くようなものも、ある程度あるかと考えておりますが、そうでない団体の分につきまし

ても、国の公共事業につきまして六〇％の節減をいたしましたのと同じような考え方で、今回さうな事業につきましても、いろいろの事情を考へて施策をして参りたいと考えているわけであり

○北山委員 どういふ事業ですか。

○鈴木政府委員 起債計画につきましては、今関係省並に大蔵省と折衝中でありまして、近くこれを具体化いたしました上、申し上げたいと思ひます。

○西村（力）委員長代理 藤田君。

○藤田委員 ただいま災害関係地方財政計画が渡りましたが、この数字の根拠をなす災害の範囲をお示し願ひたいと思ひます。十三号台風までも全部含まれておりますか、どうですか。

○鈴木政府委員 すべて含まれております。本年の六、七月ごろの災害もみな含まれております。

○藤田委員 そうしますと、災害総額の見積りに対しましては、われ／＼と大蔵省と意見が非常に食い違つていふのであります。ただいま審議中の今度の補正予算の国の補助の対象総額を千七百九十九億とわれ／＼は見込んでおりますが、ただいまの補正予算では千五百六十五億といふふうに見ておるのであります。この自治庁の財政計画では、大体どの数字をとられてこの計画を立てられておるかお伺ひしておきます。

○鈴木政府委員 ただいま御指摘の千五百六十五億といふ数字を基礎にして

○藤田委員 そうしますと、これはほかの委員から質問があつたかもしれませんが、補助の対象とならない少額災

害と申しますか、これを大体どのくらいに見込んでおりますか、お伺ひしておきます。

○鈴木政府委員 いわゆる補助の対象となりません単独事業の災害に属します分は百十八億でございます。

○藤田委員 そうしますと、災害の査定に關しましては、大体大蔵省の査定を基準に財政計画を立てられた、かように了解してよろしうござい

ます。現に実は十三号台風のうちにたくさん脱落がありまして、厚生省その他の関係各省で非常に困つております。従いまして大蔵省の査定の基準額といふものが将来動いて来れば、この財政計画といふものは当然浮動するものであるといふふうに了解してよろしうござい

○鈴木政府委員 この単独事業の基礎につきましては、ただいま御指摘のうちに千五百六十五億といふものを基礎にいたしておるのでございますが、今後その基礎の数字が異なつて参りますれば、当然に異なつて参るのであります。われ／＼の方の考え方といひましては、単独事業と公共事業との割合を、従来一七・五％といふことを基礎に考へておりました。今日この中に含まれております農林災害の国庫補助の対象になる分が五万円から三万円に拡張いたしましたので、その部分だけは単独事業が少くなつて来るわけであり

ます。従つて一七・五％といふこの推定の割合が一五・六％に落ちて参るのであります。それから計算をして参りますと、単独事業費の総額が二百七十一億になるのでございますが、そのうちの本年度の施行分でありまして、これを六、七月を大体六〇％、八月を

五〇％、十三号の九月災害分を四〇％といふことで加重平均してみますと、本年度施行割合は五二・四％になるものであります。それを基礎にして出しましたものが百十七億になるのであります。ただこの百十七億の中にさらに地すべり関係の分を一億見込みまして百十八億といふ数字を出しておるのであります。

○藤田委員 この地方財政計画を見ますと、交付金の増額によつての対策が全然考へられていないやうであります。従来、従来の交付金で災害発生後に特別に考慮したもの、特別平衡交付金が大抵昨年あたりは二十億くらいを災害用に充てられておりました。ところが本年の、非常に局部的でありまして、村の税金の百倍近い損害を受けたやうな村も大分あります。そういう村になりま

制度があつたわけでございますが、今日といたしましては、特別平衡交付金がある程度、一般の財政需要の測定方式で見られない特別の財政需要に対して、交付せられるということになつておるわけでございまして、昨年度は約二十億余りのものが災害関係に出されたのでございまして、本年度は平衡交付金の総額が千四百五十億の昨年の額に対して千三百億でございしますもので、同じ割合で出すといたしますれば、若干それを下まわるといふことになるのでありますけれども、特別平衡交付金の運用をできるだけ災害重点に考へて参りたいといふふうに考へております。そのほかの分は、御指摘のやうな財政補給金といふことでございしますならば、あるいはむしろ特別平衡交付金について、何か特別にわくを考へるといふことも、考へられるのではないかと考へますけれども、今の制度そのまゝでは特に特別平衡交付金のわくをふやすことは困難である。そこで先般の前国会で、御承知のやうな起債特例法が制定せられましたので、従つて税の減免の分でございしますとか、ただいま御指摘になりましたやうな国庫補助の対象になりません分の、ある部分のものといつたやうなもの、あるいは災害のために特別に要しました財政需要のあるものにつきましては、起債特例法の適用をいたしまして、元利補給をいたす建前の地方債を、これに充てたいといふふうに考へておるわけであります。特別平衡交付金と、かような起債特例法の運用と両方相まちまして、大体御趣旨のやうなねらいを達成いたしたいといふふうに考へておる次第であります。

○藤田委員 この起債の特例法という道もございしますが、実際自治体の実情といたしましては、こういうものによつて相当の不安を抱いておりまして、でき得れば特別平衡交付金のわくをふやしてもらいたい。ところがそのためには平衡交付金の制約がありまして、八割というわくの内になつております。この八割を修正するか何かしまして、一般交付金は大体使い果しつゝあります。第二次補正その他におきまして、多少の考慮を願ふものかどうかといふことを、この機会にお願ひしておきたいと思ひますが、八割に對するまた暫定措置を単年度でもつけようとするが、法律改正といふことになると、非常にむづかしい問題もありまして、何かそこで法律の運用上の方法は政令等でないかどうか、お答え願ひしたいと思ひます。

○塚田国務大臣 御指摘のやうな考へ方は、私もその通り考へておつたのであります。いろいろ検討もいたしてみたいのでありますが、そしてまた法制的には全然不可能であるといふやうなことはなかつたと思つておるのでありますけれども、主としてその方法によらないうえ、今も鈴木次長からお答え申し上げましたやうに、起債の特例でやるといふことにいたしましたのは、やはり財源関係の制約が大きかつたと思ひます。従つて起債の特例でやります場合は、特別平衡交付金でやります場合は、結局国の負担をこの年に非常によけいやるか、あるいは来年以後に長く平均してやるかといふことで、地方に對しての影響は、どちらでも同じことであるといふふうに考へられますので、私もこの特別平衡交付金で考慮できなかった面は最大限に起債特例法による、つまり元利とも本年度の利子及び来年度以降の元金の償還、そういうものは全額国がめんどうを見るという建前になつております。特例法による起債で、めんどうを見て、それで未長く国の財源措置と歩調を合せて国で負担をして差上げて行く、こういう結論でこのようにいたしましたのであります。

○藤田委員 党内のことを申し上げて恐縮であります。実はわれ／＼の政策委員会、特別平衡交付金の八割の問題を今研究中でありまして、何かそれに伴う、大体昨年の災害に充てられまして特例の一五〇％くらいのもの、三十億くらいものを次の国会においで考へまして、この八割といふ問題をひとつ解消する方法を研究してくれといふやうなことが話題になつております。いづれ政府の方に国会前に相談することになつておりますが、そういう点に關しまして、ひとつ柴田財政課長あたり何か法律改定によらざる方法がないかどうか、もう一回ひとつお答え願ひします。詳細はいずれ機会をあらためてお伺ひいたします。

○柴田説明員 現在の法制の建前におきましては、特別平衡交付金の割合を考へるためには、法律以外にはないのであります。法律以外にはないのであります。法律改正によらずしてやるといふことは、現在の平衡交付金の取扱ひの建前からできないのであります。

○北山委員 私も同じやうな意見なんですけれども、ただいまの御説明を聞きますと、今度の災害関係に關連しての地方負担の増加に對する財源措置といふものは、非常に無理があるのじやないかといふことは、歳入減にしましても、三十五億といふものは長官もお話の通りに低きに過ぎるやうな印象があるわけでありまして、これはたとえば冷害の分がわずかに五億と見積つておられるが、単に、農業は農業保険があるからして、それが差引かれるといふやうなものじやなくて、やはり総体の米なら米だけの減収の総額を見て、その損害の大きさがわかります。これが結局被害を受けている農民だけでなく、ひいては地方経済全体に對して大きな悪影響を及ぼす、そういう面からしまして、地方の中小企業もますます不景氣になつて行くといふことから、非常に広範囲に地方団体の税収が減つて行く、こういうやうな面が出て来ると思ひます。また先ほどの税の減免措置にしましても、前年度分をやるのであるからといふお話であります。が、現実には今年減免するのでございします。必要なら減免をしなければならぬのでありますから、そういうやうなものを考へても、この減収の額といふものは、風水害、冷害ともに考へてみますと非常に少いものではないか。あるいはまたこの公算償にしましても、お話の通りにこれは非常に無理な財源措置だと思ふのであります。従つてこれを實際に紙の上では、このやうな計画として数字の上でつじつまが合せてありますけれども、実施をされるということになれば、非常に地方団体が困る。これじややつて行けないといふやうな状況になるのではないかと考へます。従つて今のお話の特別補給金の制度、こういうものもすでに地方団体が、強い陳情も出ておりますので、御考慮をいたしたいと思ひます。

が、その辺、今度のこの次の補正予算で考慮願われるかどうか。

それからも一つは、水害につきましては、例の起債の特例法が出ておるわけでありまして、ところが冷害についてはその特例法がない。こういうことは何か冷害に關連しての地方負担、この措置については立法措置が必要ではないといふやうな特別な理由があるのか。私どもから言へば風水害、冷害ともにこれは同じやうに地方団体の歳入減になる、また費用の増加になるものでありますから、やはり同様な立法措置が必要じやないかと考へておるのですが、その点はいかがですか。

○塚田国務大臣 第一の何か補給金のやうなそういう制度といふことであります。たとえば税収が非常に少いのではないかと御懸念、これは私どもも一応方式を立てて試算をいたしたもので、現実の税収のぐあいといふのが、まだ的確につかめておらないので、これはもし現実の税収のぐあいがこれよりも大きいといふことであれば、次年度以降においてでも、特に措置をしなければならぬ面も出て来るのではないかと、こういうことも考へております。が、今のところ大体これで追いつくのではないかと、ことにこのし徴収分、これはどうしても負担ができないといふものは、来年度以降に徴収を猶予してさえたければ、来年度は今年の所得の数字を基礎にして、事業税なり市町村民税が課せられることになりまして、これは来年もし取償が回復すれば、来年において税の負担にゆとりが出て来て、そのところで償還ができる、納税をしてもえらるということもあわせて考へられます。

で、大体この辺の数字でおちつくるのではないが、こういうふうな思つておるわけでありませう。しかし先ほど藤田委員からの御意見もありまして、政進党筋でもせつかく何か方法を御検討中という事でありますから、何か適切な方法がお見え願へば、また私の方でも考へてみたい、こういうふうな思つております。

それから冷害特例法ということですが、冷害の分も租税の減免に伴う分は、特例法に入るわけでありまして、ただ冷害のために直接出て来る公共事業費及び失業対策事業費による負担でありますけれども、これは今までの行き方で行きましても、大体次年度以降において、元利大体九五%程度は翌年度以降の普通平衡交付金でもつて、めんどろを見ようということになつておりますので、特例法がかりに適用されませんでも、ほとんど地元によけいな負担をかけることがないというふうに自信もあり、確信もありますし、かた／＼そういう措置で万全を期して行きたい、こういう考え方であります。

○北山委員 たいだいまのお話は、今年がマイナスであつても、来年度で補ひがつけ得られるというふうな受取れたのですが、財政としては結局今年歳入がなければならぬのですし、また今年の経費なんですから、今年の財源として今現実になければ、これは地方団体としてはしようがないのじやないか。今年の分を来年度からというわけには行かないのではないか、こう思うのであります。従つてこれに対する財政措置としては、やはり今年の分は今年の措置として考へて行かなければならぬ、こういうふうな思つております。

ね、こういうふうな思つてあります。従つて先ほどの地方起債における特例法なども、あの法律に現実には二つの意味があるんじゃないか。それは税の減免や手数料、使用料、その減収に伴つて起る経費について、特に起債財源でもつてやつて行けるのだというところが一つと、それからその起債の借入れというものが、資金運用部の資金なりというもので、政府がめんどろを見ようというところが、はつきり書いてあるわけでありませう。それが無いというところ、冷害の方については借りることは災害復旧事業であるから認めるのだ、しかしどこから都合のよいところから借りて来いというふうなことになるので、現実には借入れ先等について困るじやないか、そういう大きな違いが出て来るので、やはり私どもは同じ災害ならば同じようなこれに対する国の措置が必要じやないか、こういう点で、やはり同様な立法措置が必要だと思ふのですが、いかがですか。

○鈴木政府委員 冷害に対する対策として、御指摘のように、税の減免あるいは事業税の減免といったようなことで、地方団体に現実には本年のわゆる赤が生じておるということがあつては、今見積りも少ないというふうな御批判もございましたけれども、一定の方式によりまして出しましたところで、大体五億程度の冷害によります収入等の減がある、これは起債特例法が、御指摘のように冷害地帯に適用に相なりませんで、従つて特別平衡交付金をもつて、さうな収入の減といふものをカバーして参りたいというふうに考へております。

それから今のお話は冷害のさうな赤字等を救済いたしますための、起債の借入れ先というふうなものについて、特に心配されないではないかというふうなことでございませうが、冷害のためには何か特別な対策を講ずる、その対策費の起債ということでもございませうが、これは今回の冷害対策として、地方に負担を生じますものは、比較的小さいというふうな私ども考へております。しかしながらなおこれに伴つて単独の冷害対策の事業を施行いたすというふうな場合におきましては、災害とか冷害に要します資金の割当につきましては、いわゆる公債債というものは極力避けることにいたしまして、ことに小町村あるいは市等の、さうな欠くことのできない冷害対策というふうなもの、単独事業として施行せられるというものにつきましては、やはりその事業がほんとうに緊要な欠くべからざるものでございませうならば、これはやはり政府資金をもつて考へなければならぬ、かように考へておるのであります。従つて先ほど大臣からも申し上げましたように、御指摘の公債債の割当につきましては、できるだけこれは慎重を期しまして、事実困難なところのさうなものを割当てるというふうなないよう、いたしたいというふうに考へております。

○北山委員 その考え方というものは、わかつたのですけれども、やはり現実には法律として国が地方起債について、これ／＼についてはこのようなめんどろを見るんだということが、はつきりしておらないと、やはりさういふものがはつきりしておる方へ、資金運用部の資金が優先的にまわるとか、公債債

の方は冷害の方にまわるといふことが、自治庁のお考えはどうあるうと、政府全体としてはあるいはさうないとも限らない、私どもはさういふ点を非常に心配するわけでありませうから、この点は立法措置が私どもは必要だと考へておりますが、さういふ立法措置についての裏づけになるような御意見といひますか、さういふものがない場合と、ある場合の違いというものが、実際に政府内部においてどういふふうに出て来るかということも、ひとつ御親切にお話を願ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 冷害のような事態に対処いたしますために、たとえば起債特例法のようなものを、これに及ぼすかどうかという事でございませうが、これはやはり起債特例法が地方財政法第五条の起債の原則を排除いたしまして、特に税の減免といったような、いわば経常財源の不足を起債をもつてまかなうというふうな異例な非常措置を、特例法は講じたわけでございまして、地方財政の健全化という点から申しますならば、税の足りないところを起債で補うといったようなことは、必ずしも適切な望ましいこととは感ぜられないのであります。従つてかような行き方はむしろなるべくこれを避けて、さうなことがないようになつて、さうなことは、やはり筋から申しますと、平衡交付金がさうな税の減取分を十分に補填できるということが、やはり本筋であらうと思ひます。これは先ほど来いろいろ御議論があつたわけでありませうが、やはり起債特例法というふうな原則を適用いたしますよりは、さうなことで本来は処置いたす

べきことであるうと思ふのであります。が、何分国全体の財源が非常にきつてあるところから、あのような起債特例法というふうな異例の措置が行われたことと思ふのであります。さういふ点から考へますと、国の一般財源とのにらみ合せの問題になるわけでありませうが、ただちに特例法の範囲を拡大することがよろしいか、それとも一般財源に何らかさうに考へてもらうというところの方がいいか、この点はさらに政府といたしまして、来るべき国会に予算を出しますまでの間に、十分検討をいたして結論を出したいというふうに考へている次第でございませう。

○北山委員 そうしますと、このようない般的経費というものを、起債でもつてまかなうことは原則的でないから、そこで国庫交付金なりほかの財源、普通の財源によつた方がいゝのだというふうな考へであり、かつその見込みがあるようなお話をしますが、しかし実際にはこのようない般的計画を拝見すると、さういふことができないから非常に無理な起債、ほとんど大部分が起債の振りかへとか、あるいは打ち切りとか、さういふものに求めておられる。さういふこととお話が十分違ふと思ふのであります。何か国庫交付金でもふやされるような見込みでもあるのであります。

とに相なるわけでございますが、これが全体につきましては、先ほど私が申し上げましたいわゆる赤字が出て来たからそれを起債でまかなう、いわゆる借金で赤字をやりくりするという行き方は、やはり財政経理の原則から申しますと、常道をはずれることでございまして、もしもその赤字が一般財源において、要するに国からの補給金というか、そういうようなことで調節できますならば、これも一つの方法と考えます。その点は先ほど来申し上げましたように、なか／＼国の財源も困難であるわけでありまして、そこで地方団体が赤字をいかにして解消するかというところに相なりますれば、やはり一面経費の節減をいたしますとともに、さらに増収をはかり得るところは十分増収をはかつて、それでどうしても処置できないところは、結局国からの一時的な財政援助によるか、あるいはいわゆる赤字起債を最後に起さなければならぬか、こういうことになるかと思うのであります。このいずれかの方法のどれが一番望ましいかということになりますれば、なるべくいわゆる借金によつて赤字を埋めて行くという方式をとらない方が、望ましいに違いないと思うのであります。しかしこれは全体の財源、政府資金の上から、あるいは両方を併用して行くというようなことも、やむを得ないことになりはしないかと考えるわけでありまして、

○鈴木政府委員 先般交付金が五十億増額せられたわけでございますが、これは財政計画の上におきましては、先般御説明申し上げたと存じますが、さらに一般的な経費四十八億を節減いたしまして、その四十八億と五十億の両方をもちましていわゆる給与の適切でなかつたところを是正いたしたわけでありまして、財政計画上はそういうようなことで九十八億を給与費の方にまわしますが、平衡交付金の配分につきましては、本年のいわゆる交付基準額と、それから現実の平衡交付額との間に、若干のギャップがあるわけでありまして、これは毎年さようなことがあるわけでございますが、そのギャップが大体五十億程度ございまして、従つてこの交付基準額のほとんど満額を交付する、こういうふうな形にして処理をいたしたのであります。しかしながら前国会以来の問題でございまして、高等学校の教員の給与の是正の問題、それからまた近々次の国会において、おそらく御審議を願うことになることと思ひます期末手当の増額の問題、また六月に繰上げて使用いたしました分の補填の問題、そういうようなものをあわせまして、いわゆる単位費の改訂をいたさなければならぬと考へております。その関係の法律案は、予算とともに次の来るべき国会に提案いたしたいというふうに考へておる次第であります。

○門司委員 どうもそれはおかしいと思うのです。測定単位を先にかえなければならぬはずで、測定単位の法律を出さないでいて、そうしてそういう何かわけのわからぬようなこと

で、これを使われるということになる、これは法律自身が悪いのだといえ、それまでのものだけれども、ふえた以上は当然測定単位というものを直すべきだと思ふ。そうしてその五十億をりくつに合つた使い方をしてもならぬ、この五十億の金がどこに行つておるのか、実際上はわからないのじやないか。ふやしたという意味は、やはり地方財政平衡交付金が少いから、これを全般的にふやしたのであつて、その使い方を政府に一任したわけではないと私は思うのだ。もしこれが政府に一任されておつたとするならば、これは地方財政平衡交付金の法律自身について、非常に大きな違反といへば違反といえるかもしれないが、法律の趣旨に合はざる行き方だと思ふ。当然ギャップがあるということは承知しておるけれども、ギャップがあるからといって、それではこの金をふやさなかつたらどうするのですか。もし平衡交付金の五十億がふえなかつたらどうするつもりですか。ギャップがあるということとは、われ／＼はそんなものはないとは言わぬ。事実上さういうものができるだろう。しかし少くなくとも実際の法の体裁としては、やはり測定単位を明確に示して、それから施行されることが私は正しいと思ふ。その点大臣はどうお考へになりますか。もしさうだとすれば、その五十億を使われた、あるいは振り向けられた先の明細書を出してもらいたい。

○堀田国務大臣 これは私の考へとしては門司委員と同じ考へ方をし、相当強く事務当局と意見を交換したわけでありまして、結局今次長の説明いたしたように、配分をしたものが、国会の御意思の通りに給与に大部分向けられたかどうかということに、私は重大関心を持つておつたわけでありまして。私も最近までその点はよく承知しなかつたのでありますが、地方財政計画の上におきまして、給与費にこれだけ、その他の費用にこれだけというように考へておりますものと、今までの配分の方法で現実給与費にまわつておりますものと、今までの配分方法で考へておりました給与費の総額といふものと、配分されました上に出て来ました給与費に向けられる総額といふものとの間に相当なギャップがあつたのが、この五十億のギャップを埋めていたことによつて、それが適当に埋まつて、しかも現実計算をしてみまし結果におきましては、単位費用を直さないでやりました数字を見ましても、地方財政計画で考へておる給与費の総額よりも、まだ十分上まわるものであつたということを知りました。したので、結局形式的には門司委員の御指摘になりましたように、国会の考へ方通りに配分が行かなかつたのでありますけれども、現実的には、国会の意思の通りに配分が行われておるといふふうに判断をいたしまして、一応これでよからうか、こういうことになりましたわけでありまして。

○門司委員 財政計画というものと、実際というものは当然違ふなければならぬと思ふ。財政計画がさうであつたからといって、財政計画に合う数字が出てくるんなら、もう少し当初の地方財政平衡交付金にそれが盛られていなければならぬ。盛られていないという

ことは測定単位と財政計画との間に開きがあつたから、そういう結果が出て来たと思ふ。この点を私は認めないわけではない。そういうものは私は当然で思ふ。しかし計画はあくまで計画であつて、たゞ／＼数字で出て来たからこの計画に合わせるのだという行き方は、私はどうかと思ふ。もし計画が正しいとするならば、当然測定単位がわかつていなければならぬ。私どもは計画はあくまでも計画として考へておるのであつて、これがきめられたものだとは考へておらない。だから当然計画と実際との間に、ギャップが出ることはあたりまえだと思ふ。今のような御答弁だといいたしますと、これは計画を立てられるときに、すでにそれは計画ではないのだ、確定だといふふうに承知しておらぬと、これから先の予算を審議する上に、非常に大きな問題が出て来ると思ふ。できたことであまりやかましいことも言いませんが、結局それがどういふふうに配合されておるか、配分の先をひとつ明細に出してもらいたいと思ひます。そうしませんがこれは困ると思ひます。国会でせつ／＼五十億ふやされたのが、この使い方が当局の方に一任されておるような形であつて法律が全然無視されておるといふような形は、私は承知はできないのです。だからこの点はひとつはつきりしておいてもらいたい。

○堀田国務大臣 この配分の方法は、平衡交付金がどういふふうに配分されたかという明細を差出すことによつて御説明申し上げたいと思ひます。ただ考へておりますことは、実は平衡交付金の配分のことかといふ／＼なやり方が、財政計画といふも合わない

から、ちやうどそれだけの見合う財源があつたから出したというのなら、法律などはいりはいらない。もし今の鈴木君のような御答弁なら、その明細をさつき申し上げておるように早く出してもらいたい。そうして私も今こゝに書いてありますが、測定単位の表といふものはこれは間違ひで、適用されていまいかといふように解釈してありますが、それでさつきかえないうかどうか。今の鈴木君の答弁のようなら、私はさつきかえないと解釈した方がよい、これはどういふことなのですか、この基準によつて配分したわけじゃないのでしよう。

○鈴木政府委員 財政計画と平衡交付金の方の単位費用の關係であります。が、財政計画は先ほど来おつしやいますように、またよく門司先生も御承知のように、これは地方財政平衡交付金なり、起債なりの、当該年度の總額を幾らに定めるかといふことを定めます基本になるものであります。ところがその単位費用といふのは、個々の具体的地方団体の財政収入と財政需要額とを測定する方法であつて、ことにその単位費用は、財政需要を測定する方法であるわけでありまして、財政計画の数字は、いわば実際の支出額と申しますか、フルに見た数字でございますが、単位費用の数字といふものは、これも御承知のごとく、基準財政収入額を、府県は八割、市町村は七割といふことで抑えておりますから、従つてそれに見合う程度の、いわば最低の基準の經費になるわけでございます。従つて測定単位費用の定め方といふものがフルの額でない、大体八割程度、府県

の場合は今度九割くらいになりまして、その程度の基礎のもので、単位費用をはき出しておるわけでございます。これを産業經濟費とか、土木費とか、あるいは教育費なり、港灣費なり、それらの費用にみな同じように八割なり九割の程度の基準で、単位費用を計算したしておるのではなくて、さつき申し上げましたように、給与費が一番多く含まれております教育費につきましては、九十何パーセントといふところでこれを見ておるのであります。そういたしますと、平均的には、たとえば府県は八割ないし九割の線で見られておりますのが、給与費だけはほとんど百パーセント近くになつておりますれば、ほかの費目の八割なり九割なりに見らるべきところが、七割なり六割なりに見えておる、こゝういふのが実際の単位費用の状況でございます。そういうことの結果といたしまして、現行の単位費用が、すでに實際の給与支給の基準とは近いようになつておるといふふうに私も考えておるのであります。従つてただ財政計画の上では、先般、高いといふ調査の結果の出ましたものを落したりして来ておりますものから、それを先般の御修正によつて、實際に近い数字に財政計画が引直されたわけでございます。従つてこの単位費用で定めております給与の基準といふものは、財政計画の給与といふものは、大体前回の御修正によつてマッチして来たといふふうに考えておるのであります。単位費用に關しましては、平衡交付金の法律の趣旨に従つて、現行の単位費用を定められておるわけでございます。その点は毛頭私も法律に違反しておると

は考えていないのであります。むしろ財政計画が實際の事情に即してないかつたのが、實際の計画に即するようになつて、従つて平衡交付金なり起債なりの總額を、今後決定いたします場合に、さつき申し上げたような實際の基礎に立つた計画の上で交渉をし、処理ができるということになつたと私も考えておるのでございます。

○門司委員 そういふ御答弁だとしますと私は聞かなければならなくなつて来るのですが、私の方でも大体今の内情がわからぬわけではございませんが、少くとも地方財政平衡交付金は、この十一條に書いてあります通り、測定単位がやはり基準の単位になつておることが間違ひないと思ふ。もし鈴木さんがさう言われるなら、もし五十億の増額の修正がなかつたら、一体どうするつもりだつたのです。あつたから、さういふことが言えるのであります。なかつたら、一体どれによつて配分されるつもりか。この点は一体どういふ意見が出て来るか。あつたからさういふことが言えるが、なかつたら一体どうなるのですか。最初あなた方がお出しになつた予算案といふものの基礎は、やはりこの十一條の規定によつておることは私は間違ひないと思ふ。測定単位による数字が、ちゃんとあそこ計算されておつたと思ふ。またさうでなければならぬと思ふ。従つてこの計算といふものは五十億とえておる。やはりこの測定単位によつて当然配分されるべきだと思ふ。さうするとその基準になつておる単位費用の計算といふものは当然かわらなければならぬ。その点を私は聞いておるのであつて、實際上の問題がどうの、こゝうのと言つておる

わけではない。一体それは何によつて配分されておるのですか。ここに書いてあります測定単位の基準といふのは何にもならないのですか。その点をひとつ明確にしておいてもらいたい。

○鈴木政府委員 今の門司先生のおつしやることは、予算で五十億平衡交付金が増額になつたのだから、従つて当然それは平衡交付金の単位費用の改正をして、その五十億に應ずるよう配分すべきである。これはおつしやることは常識的に考えますと、まことにその通りであるのであります。いゝわばその五十億、それから節約の四十八億をプラスしたと同じような状態において、単位費用が現在すでに定められておる。ところが平衡交付金の總額と、さういふ現行の単位費用によつて出て参りましたいわゆる交付基準額との間において、約五十億程度の開きがあるわけでありまして、それは實際の事情に即するよう、要するに交付基準額が、そのまま平衡交付金として参るようになつて理想であるのでございまして、従つて従来三、四割といつたような交付金額と交付基準額との間に開きがあるものであります。さういふ開きがあるといふことは、結局百パーセント近く見られております給与關係の単位費用に一番大きなしわが寄つて来るわけでありまして、従つて交付基準額とほとんど同額のものが、交付金として交付されることになつて参りますと、給与關係の単位費用の部分が、やはり比例的には一番多く調整をさすのであります。こゝういふことになると、緩和される、こゝういふことになると、それから冷害対策費の分でありまして

億というものが、増額の結果埋められることになつて、その結果といたしましては、給与關係がそれだけ緩和せられるといふことが言えるのではないかと申つておるのであります。ではさういふことをやつたら、それは法律無視じやないかとおつしやるのでございませぬ。平衡交付金法によつて定められておる基準財政収入額、基準財政需要額の差額を法律の規定通り、またそれに基きます總理府令の定めるところに従つて交付したしておるのであります。全然この法律に基いた数字によつてのみ交付しておるのであります。全然別個の数字を基礎として、交付しておるといふわけではまづたくなないのであります。

○西村(カ)委員長代理 大臣が間もなく帰らなければならぬさうですから、私ちよつと大臣にお聞きしたいのですが、予算の修正をやつてあるのですから、この財政計画を修正して出される必要があると思ふのですが、それはどういふことなのでございませうか。

○塚田国務大臣 私どももいろいろの上では、その通りだと思つておるのであります。ただ災害対策費に對しましての増額は、國の分が御承知のように必要に應じて見て行くといふことであります。大體試算をいたしますと、國庫補助分の増百四十一億が予定通り出ますならば、地方負担の分は二十一億程度になるのではないかと申す。試算は出ておるのでありますけれども、確定計画として財政計画の上に出すといふには、國の分が確定いたしておりませぬので出ないのであります。それから冷害対策費の分であります

九

が、これは先ほどちよつと御説明にも申し上げたのでありますが、大体二、三億程度増加するというような試算を一応しておつたようでありまして、地方負担がなるべく出ないような方法で、何らかの考慮はできないかということ、今盛んに検討いたしておるようであります。また最終的には結論に到達いたしておらぬわけでありまして、しかしりくつといたしましては、もしそうでなしに普通の形で行きますならば、現在の分に追加になるのですから、何がしかは増加になる、こういうように了解を願いたい。

○門司委員 ついでだから大臣のおいでになるときに聞いておきますが、例の地方財政平衡交付金の配分の問題ですが、実情はいろいろ私にはまじく、だと思ふのですが、一体大臣のお考えとしては、地方財政自身というものの考えが、表面から見た財政需要額、あるいはこの収入額というふうなものについて、至つて事務的に考えられておつて、地方の個々の自治体の実態には沿わないものが相当ありはしないかと思ふ。ですからそれらの点についての現行の交付配分基準でよいというふうにお考えになつてゐるかどうか、これはかなりめんどうな問題だと思ひます。一体大臣はこの点どうお考えになつておられますか。

○塚田國務大臣 この点私も就任いたします以前から、そのように考えておりますので、はたして現実にマツチしておるかどうかというのを、かなり疑問に思つておつたわけです。そうしてただいま申し上げましたような企業の問題なんかも、おそらく門司委員

も同じような考え方で、今の御質問をなさつていたのではないかと思ひますが、私も財政計画の通りこの測定単位費用でもつて配分したものが、地方に配分されてゐるとばかり思つておつたのです。ところがそうでなしに、自分もいろいろ検討してみたら、ただいま鈴木次長が説明いたしたように、あるものには相当重点がかつておる。従つて財政計画の数字と現実に単位費用の方法でもつて配分を行つた数字というものが違つておつたということ、を承知したわけでありまして、そういう意味におきまして、やはり今の単位費用では、配分いたしたくない、各費目別の配分の仕方が、現状の状態でマツチしてゐるかどうかというところ、もう何年かやつて見て実績ができておることでありまして、実績とにらみ合せて検討し直した方がよいのではないかという考え方を私も持つておるわけです。

○西村(力)委員長代理 床次君。○床次委員 ここに地方財政計画が出ておりますが、この財政計画によりまして、一府政府といたしましては町村に赤字ができないという前提のもとにやつておられると思ふのであります。今日の地方の財政からいいますと、まだ、当局は懸念しておる向きが少なくないと思ふのであります。この点に關しまして、将来の見通しをどんなふうにお考えですか。

○塚田國務大臣 今度の災害に伴う財政計画の措置は、一府国の分と歩調を合せて、今までの分の不足分を補つたわけでありまして、この面から特に地方財政の困難が出て来るというふうなことは、そうないのではないかと考

えておるのでありますが、しかし地方財政自体の今までの考え方に、かなり実情に即しないものがあつたので、そういう意味の困難は、あるいは今後も続くのではないかということ、自分も懸念をいたしておるわけでありまして、今度の地方制度調査会の御答申の筋もありまして、そういう面は總体的に何とか今後改正措置でもつて考慮をして行きたい、こういうふうに考へておるわけでありまして。

○床次委員 この中に既定公募の資金の振替分が二十五億あるのであります。が、大体この資金部の方の關係は、やはり確実にそれだけの財源が確保される見通しがおつきになつて、これは振りかへておられるのでございまいしょうか。

○塚田國務大臣 この振替をいたした部分は、当初のものが公募でございまして、今度は資金部資金の裏づけがつかうことになつて、このわくが、あいて来たわけでありまして、なお今度の地方財政の百八十六億に對して、政府資金の増として八十三億ありまして、分につきましては、大蔵省と折衝の結果、これは確実に資金運用部資金の裏づけができるというふうになつた次第であります。

○床次委員 なお既定公共事業等に相当圧縮がございまして、このために予定された事業で、今日まで起債その他の許可が延期されておるものが少くないのじやないかと思ひますが、これは既定のものに對しては、どういう取扱ひになつておりますか。現在どの程度までこの問題について承知しておるか、その経過を伺ひたい。

減といふことの關係で、地方の公共事業費の縮減になります分、すなわち補助が減額になりました結果、地方負担の軽減になります分は、この財政計画にございまして、二十一億ございまして、このうちで現在地方債を割當てる見込みになつておるものが約十二億でございまして、その部分は浮いて来るわけにございまして、そのほか、単独事業を主として考えておるものが五十八億のうち約四十億というものは、単独事業でございまして、先ほど申しましたように、六百七十億の単独事業のうち六割に相当いたします程度の分を災害単独事業等に振りかへる、そうして節約をする、こういうことになつておるものでございまして、この部分の地方債が他の方に振りかわる、あるいは浮いて来ることになるわけでありまして、これら合せて約五十二億になります。このうち一部分が他にもあるわけにございまして、これらの公共事業費等の起債の配分は、今年には本予算の成立が遅れました關係もございまして、各省の配分がずつと遅れて参つております。従つてこれに見合います地方負担分に対応いたします起債の割當というものは、公共事業の關係はまだいたしておりません。これも実際の事業の状況かつ各省の配分の状況とにらみ合せました上で、この節減の趣旨に合ふように、起債の許可をいたしたいというふうにお考えおるのでございまして。

○床次委員 起債の許可が今時分になりますことは、実は事業執行団体には非常な迷惑だと思ひます。この削減の方法が一律に七割程度であれば大したことはないのですが、この辺は

どんなふうな観点から個々のものにして折衝しておられるか。ある程度まで、それほど急がないものはあとに延ばすといふような処置になつておると思ひますが、地元ではいろいろ、相当都合があると思ひます。この点地元が非常に迷惑をこうむることのないように御配慮が必要だと思ひますが、その方針を伺ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 それらの公共事業につきましては、各省の補助の配分が確定をいたしますれば、それに見合つて処置をいたす考えでございまして、だん／＼その補助の配分が進んで参つておるもので、それに見合つた処置をいたしたいと思ひますが、今御指摘のように、すでに単独事業等につきましては、多くの配分を了しております。従つて単独事業の中では、大体現実に事業の進んでおりますものに対して起債を割當てないというふうなことは、もうあり得ないと思ひております。が、公共事業分につきましては、各省の補助の進行状況と、実際の事業の執行の計画等とにらみ合せまして考へて参りたい。それから災害地の地方団体等で、現実に災害復旧事業の方に重点を注ぎますために、公共事業を始めるとは困難であるというものもございまして、そういうところは、あるいはある／＼起債を許可しないというふうなこともあらうかと考へております。

○西村(力)委員長代理 退席、委員長着席。
○中井委員 ちよつと連記をやめてください。
○中井委員 連記を始めてください。
○中井委員 連記を始めてください。

再び奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案を議題といたします。本案につきましては先刻質疑を終了いたしましたので、これより討論に入ります。討論の通告がありますので順次これを許します。離尾弘吉君。

○離尾委員 私は自由党を代表いたします。本案に賛成の意見を表明せんとするものであります。

終戦のうき目を見ましたそのことのうちでも、特にわれわれと血液を同じくし、ほんとうに骨肉でありますところの間柄にある島々の方々が、わが本土と離れて、同じ日本のわれわれとともに生活することができなくなつたということは、何と申しまして最も悲痛なことで、われわれが最も深刻な苦悩を感じた問題であります。この問題につきましては、内地におきましても、また外国の統治のもとに置かれていた方々におかれましても、始終苦しみ悩み、一日もすみやかに合体することを切望いたしておりました次第であります。その後サンフランシスコの平和条約が締結されるに際しましても、遂にわれわれの悲願は達成することができず、これらの島々におかれましても、この方々とは、日本の立法権、司法権、行政権の範囲外に置かれたわけでありまして、ますますわれわれの苦悩は、はげしくなつたのであります。その後内地におきましてもまたこれらの島におられる方々におかれましても、あの手この手というのと復帰についての努力を継続して参りましたわけでありましても、去る八月アメリカのダレス長官の声明によりまして、全部ではございませぬけれども

も、わが奄美大島群島が日本に返還せられることが約束せられたのであります。私どもはこの問題解決の曙光を見出したような心持がいたしまして、非常に喜んだ次第でありますけれども、その後の推移に徴しますると、実はわれわれといたしましては、もつとすみやかにこのことが実現せられることを期待しておりました次第でありますけれども、遂に今日までいまだ実現することができない状態にあるわけでありまして、政府もこの問題につきましてもいろいろと御苦心になり、御努力を続けておられるやに承つておる次第であります。遠からずこの問題が解決せられることが明らかにせられたわけでありまして、何といたしましてわれわれといたしましては、いつこれが返還せられましてもさしつかえないような準備は、十分整えておく必要があるものであります。その意味におきまして、今回の臨時国会に奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案並びに善後措置に関する予算が計上せられたことは、まことに適切なことと思つておりました。この受入れ態勢の整備をいたすことによりまして、ますます強くわれわれといたしましては一日もすみやかなる復帰を実現しなければならぬと思つておりました。

この案の内容につきましては、さしあたり奄美群島に施行せられておるまことの法令に関する措置、復帰に伴う暫定的な衆議院議員の定数及び選挙、奄美群島における市町村の機関及び職員の見直し、現地裁判所における民事訴訟の見直しの方法等につきましては規定しておるのであります。その他

同地域の復帰に伴ひまして、いろいろ必要とせられる事項につきまして、ある程度政令等に委任することにしたのであります。現地の実情につきましても、なお調査を要する問題もあろうかと思つておる。この法律案の内容を拝見いたしますと、あまり明白でない点も多々あるやに思つておる。今日の場合としてはやむを得ないかと思つておる。まして、おおむねこの内容は妥当と考へますので、わが自由党といたしましては、これに賛成するものであります。

なおこの法律が制定せられるに至りましても、この法律の制定をもつて満足することなく、政府におかれましては、すみやかにこの復帰が実現せられますように、なお一段の御努力をお願い申し上げたいと思つておる。同時にまた、現地の実情等につきましても、米國と十分に御協定の上に、すみやかに現地に相当な実情調査の道を講ぜられまして、この引継ぎに際しまして、何らの混乱を生ずることなく、円滑に引継ぎが行われますと同時に、この前後にありまして、島民の方々の不安、混乱あるいは窮乏を来すがごときことがないように、万全の措置を講じていただきたいと思つておる。この引継ぎという問題は、世界の見る目の前で行われるわけでありまして、アメリカにとりましても、おそくこの引継ぎが行われるかどうかというものが、その名譽に関する問題であらうと思つておる。またわれわれ日本といたしましては、つばにこれを受入れるということにつきましても、何ら欠くることのないように用意をいたしておかなければならないと思つておる。同時に、将来なおこれと同様の問題を、なるべくすみやかなる機会において実現いたしたいと思つておる。将来の模範ともなるように、ひとつつばにやつていただきたいと思つておる。以上をもちまして、私は自由党の賛成意見を表明いたした次第であります。

○中井委員長 床次徳二君。
○床次委員 私は改進黨を代表いたします。本案に賛成の意を表するものであります。

奄美大島の復帰に關しましては、當国会におきましても、しばしばその復歸に對しまして強い要望をいたしておつたのであります。今日復歸の曙光を見たことに對しましては、まことに御同慶にたえないのであります。この点同地方の住民とともに、心から祝ひたいと思つておる。この問題、すでにおさ過ぎると言つてよいくらいであります。地元の生活の今日の困窮の状況、産業の狀態等を見ましても、まことに同情にたえないのであります。できる限りつばに受入れをいたしまして、一日もすみやかに、これらの地方が内地と同じような程度にまでなるように、努力をいたしたいと思つておる次第であります。従つて今回の法律案におきましても、いろいろと法律の適用に關しまして、応急の措置が書いてあるのであります。その措置に關しましては、十二分に地元民の安定、生活の向上というものを考へまして、実情に即した施行の方法をとつていただきたいと思つておる次第であります。一日もすみやかに生活の低下

を、本来の日本の内地に匹敵するところまで向上せしめ、さらに大いに日本の復興に役立たせたいという意氣を持ちまして、実施をいたしたきたいと思つておる次第であります。

なお予算その他におきましては、きわめて財政窮乏の際でありますので、十分とはいえない額であります。その施行方法等につきましても、いまだきまつておらないようでありまして、最もこの現実に適するがごとく、その実施をお願いしたいと思つておる。法令の中にもあります。多々、多くのことがごとく政令にゆだねられておる。この点政府の責任はきわめて大きいのであります。国会におきましては、政府を十分に信頼いたしますけれども、この点、いわゆる官僚的な処置に墮することなく、十分に国会の考え方並びに現地住民の立場をそんたくせられまして、適切な政令をもつて、この受入れが円滑に行われるよう願ひする次第であります。

なお、この問題は奄美大島だけの問題ではありませんが、さらに私どももいたしましては、いまだ復歸せざるどころの旧領土も少くないのであります。その受入れに對しまして、大いなる示唆を与えるものと思つておる。そこで、われわれ日本人の立場におきまして、残された部分の復歸に關しましてよい先例をつくり、その促進をはかることができませんならば、非常に幸いと思つておる。われわれこの復歸の法律案に對しまして、数点附帯決議を付しまして、遺憾のないところの措置を講じたいと思つておる次第であります。後刻附帯決議を付しまして、皆

様方に御賛成を得たいと思つておる次第であります、わが政進党といはしましては、本案そのものに對しましては賛成の意を表する次第であります。

○中井委員長 西村力弥君。

○西村(力)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、本法案に賛成いたします。

奄美大島の二十二万の私たちの同胞が、生木を製されるような状態に八年開放せられて、しかもその生活実情そのほか産業、文化すべての面において、非常に窮乏した状況下に置かれていたことに對しては、まことに情ないような気がいたしてならなかつたのでございまして、とにかく復歸の見通しが一応立つたことについては、心から喜びにたえないのでございます。ただその復歸の期日が、今もつて明白を欠くという点については、外務省当局の努力に對して、いささかわれわれとしては不満を感じざるを得ないのであります、早急にこの復歸の期日が確定になるように御努力願いたいと思ひます。これに引續いて、沖繩、小笠原あるいは千島方面——千島方面は、これは講和条約ができていない現状においては、相当の過程を踏まなければならぬことになるでしょうけれども、そういう点に向つても、われわれは強く政府の努力を要望してやまないものでございまして。

この法案に對しましては、いろいろ批判すべき点もございまして、けれども、これは早急を要するので、その早急を要するといふ立場を要するものと、向うでおみやげを持つて来るのを、こちらから受入態勢をつくつて待つてゐるのだということで、何だかちよつと要

に感ぜられますけれども、しかし、とにかく一日も放置することはできないので、すみやかに復歸していただきたいという気持ちから、この法案そのものに賛成し、本日にも通過をはかつていただきたい、かように思ふのでございまして。また今後のことにつきましましては、奄美大島の八年間の空白を埋めるためには、何年間という具体的な計画を立案して、早急に生活の向上、民生の安定の方向に強く努力していただきたい、かように念願してやまないものでございまして。

以上をもつて賛成の討論を終ります。

○中井委員長 門司亮君。

○門司委員 私は日本社会党を代表いたしまして、本法案に賛成の意を表するものであります。同時に私は、政府に對する要望といはしましては、この法律が一日も早く施行されることの日の来ることを、強く要望いたしますのであります。このことは、ここに住んでおります二十二万に余ります多くの同胞が、八年の間一日として望みをかけておられないのなかつたほど切実な問題でありまして、従つて島においでになる方にとりましては、きわめて喜ばれる事象であると思ひますので、この島民の意思を十分に政府は汲まれないと思ひます。

さらに、この法律案の内容は、必ずしも万全を期しておらないのであります。ことに、先ほどもお話のありましたように、案の内容は、その多くを政府にゆだねておりますので、政府の責任は、きわめて重大だと考えるのであります。従つてこの法律施行にあたりましては、十分住民諸君の意思を汲ん

でいただきました、いさかなりとも住民の今日までの強い要望と、長い間の苦闘に對しまして事欠くることのないように、最善の努力をしていただきたいといふことを、この機会につけて申上げます。

きわめて簡単ではございしましたが、本案に對して賛成の意思を表明する次第であります。

○中井委員長 松永東君。

○松永(東)委員 自由党を代表いたしまして、きわめて簡単に賛意を表したいと思ひます。

敗戦の結果とはいはながら、奄美大島、沖繩、小笠原等が長い間非常な悲惨な生活を忍んで来られたことを同胞の一員として、われわれはほんとうに同情にたえなかつた。幸いにして今回奄美大島がわれわれの同胞と同じようなものゝ姿に復元せられるというところは、心から喜びにたえないのであります。しかしながら先ほど政府から提案されました予算はきわめて少きに過ぎる。私もはいさ少し出してもらつて、長い間の労苦をねぎらい、さらに返還に処するいろいろの方策、施設をしてもらいたいと論じたのでありますけれども、今日のこの国政状態では、これまた無理からぬことだ、承認をするのははかないのであります。

しかし奄美大島住民の人たちは、この予算の少いことにはきわめて不満足であらうと存じますけれども、久しぶりにわれわれと同じ同胞の国籍に復し、同胞と同じに往復ができて、そしていろいろの施設に一緒に手を携えて均等に生活していくことが何よりの慰めだと思ふのであります。私もはなお機会あるごとに、奄美大島の将来に

つきましては、できるだけ同情あるやり方をせなければならぬと痛切に考へておるのであります。

この問題については賛意を表すると同時に、政進党から提案せられました附帯決議にも、あわせて賛意を表する次第でございまして。

○中井委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決をいたします。本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○中井委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決されました。

床次君。

○床次委員 この際、本案の通過の機会におきまして、この法案に對しまして、附帯決議案を提案して決議いたしたいと思ふ次第であります。各党の共同提案の形におきまして、お手元に配付してあります附帯決議案の御決議をいただきたいと思ふ次第であります。まず朗読いたします。

付帯決議(案)
奄美群島の復歸に關し、政府は左の事項につきその実現に万全を期せられたい。

一、奄美群島の復歸を速かに実現すべく、更に対米交渉に於て努力すると共に、其の復歸予定の期日を可及的速かに発表して民心の安定を図ること。

二、復歸が予想せられた日より遅延することに伴う影響を可及的に軽減するため、対米交渉に於て、特に失業対策、早害対策、食糧対策、金融対策等につき遺憾なく措置を打合せ実施すると共に、今回の補正予算に計上せ

られた奄美群島復歸善後処理費はかかる緊要な支出に適切に使用し得るよう処置を講ずること。

三、今回計上せられた善後処理費が不足する場合は、第二次補正予算にて追加計上すること。

四、各種法律の施行日はその円滑なる実施特に住民の生活と民心の安定を図るため、現地の事情を充分に考慮して決定すること。

五、奄美群島の特殊性に鑑みその地方の振興を図るため速かにその振興計画を樹立し右に關する特別法を提案すること。

以上でございまして、簡単に御説明いたしたいと思ひます。

第一は、すでに同地方の復歸に關しましては、ダレス氏の声明によつて明らかになつておるのであります、その復歸の期日はまだ明瞭になつておらない次第であります。この点、今日政府におきましてはすみやかに交渉委員を奮勵いたしまして、おな積極的によりアメリカに對しまして、すみやかに復歸が実現できまするよう御努力を願いたいと思ひます。本法案が成立すること自体が、推進する一つの有力なる資料と政府は考へておられるようでありまして、国会におきましてこの法案を議決しました趣旨を、十分にそんたくせられまして、その期日のすみやかにになりまするよう努力を願ひたいのであります。

なおこの予定期日がわかりました以上は、すみやかにその期日を發表して、住民の民心を安定せられるよう特別に要望する次第であります。

なおこの期日の決定に伴い、必要な施策が当然行われるべきものであります。が、現在のところすでに最初において予定せられた十一月一日という期日からよほど遅れることが予想せられておるのであります。すでに今日までにおいても幾多の悪影響がこのために現われておるのであります。すなわちアメリカの軍事行政から今日日本に移ります間の一つの空白とでも言いましようか、従来から苦しかった同地方の生活が一層窮乏しておるのであります。特にここに掲げましたごとく、公共事業費がすでに打ち切られておるので、多くの失業者を出し、生活に苦しむ者があるのであります。なおこの生活の困窮のために、食糧不足を生じて、相当生活も窮乏しておるようになっているのであります。従つて将来の食糧対策、現下の食糧対策としてもただちにとるべき施策が少くないのであります。が、いまだその措置がとられておらないのであります。

なお復員後においては、当然貨幣が交換せられることになりすが、その流通の変化を予想せられて、今日金融が非常に逼迫しておりますために、島民の生活、経済等はよほどの圧迫を受けておるのであります。今日において何らかの善処いたさなかつたならば、年末においては一層その生活の窮乏はなはだしくなることが予想されておるのであります。これらの問題に關しましては、幸いにして対米交渉委員会がいまだあるのではありませんから、十分アメリカ政府と交渉せられて、同政府のいづれかが責任をもちまして、これをいつに実施するがごとく処置せられんことを要望するものであります。

す。当然アメリカ政府の責任とは思いますが、われわれ受入れ側の母国といたしましては、相当の責を持つべきものと信じておる次第であります。

幸いにして今回補正予算も一応底意のものとして、十億円の計上がされておるのであります。これは右に關する必要な善後措置という意味において、特に必要な経費に對しては、十分これを有効に使い得るがごとく政府において配慮せられたのであります。単なる予算の款項目に拘泥されることなく、実施せられたいのであります。今日においては、すでに款項目そのものの自体がまだ明瞭でないという状態でありまして、よけいこの費用は適切に使用し得る余地もあるわけでありまして、この点今後において政府も考へたに、遺憾ない効果があげられましよう努力せられんことを、要望する次第であります。

第三といひまして、今回の善後処理費は十億円でありますが、これは復員の行政に對する移管の経費が中心になつておるのであります。ただいま申し上げましたように、緊急の処置に對しては、必ずしも十分でないと思われまふので、不足する場合においては、当然本年の第二次補正予算等において、増額追加せられたいのであります。

なおこの法律においては、内地において実施せられておる各種の法律の施行日が、大体六箇月を標準として、政令によりまして定めることになつておるのであります。特別な事情がある場合におきましては、なお六箇月以後にわたることも認められておる

のであります。が、形式上からいたしますと、非常に施行を急いでおりますために、あるいは現地の事情をいしんとややすることなく、実施するといふようなおそれもないではないかという懸念もありませんので、この点に關しては、政府においては十分円滑な実施、これが住民の生活、また今日まで新しい法律になじまなかつた者が、一時に多数の法律を施行せられることによる混乱に對しまして、悪影響の起ることのないように、適宜その施行日を定められまして、実施していただきたいのであります。この点は地元の意向を十分取り入れられ、なお現地の事情を調査せられて、遺憾なくその施行日をきめられんことを、特に要望する次第であります。

第五といひまして、今回の予算は一、應の復員に關する必要な経費だけを計上してあるようでありまして、が、御承知の通り同地方におきましては多くの戦災にかり、なお今日まで八年間の空白に悩んでおつた次第でありまして、この間におけるところの空白は内地に比しますと著しいものでありまして、今日の住民の生活は、まづたく燃焼することができない次第であります。産業も萎靡衰微しておるのであります。が、これに對する振興計画をすみやかに樹立いたしまして、この振興計画に對しましては、当然特別立法が必要と考へておりますので、政府におきましては、この特別立法の提案を、ひとつすみやかに実施せられるよう要望する次第であります。

以上各党の意向をここにまとめまして、附帯決議といひまして提案する次第であります。皆さん方の御賛成を

得たいと存する次第であります。

○中井委員長 たいだいま各派を代表し、床次徳二君より提出した附帯決議を付すべしとの動議がございました。これについて採決をいたします。本動議に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○中井委員長 起立議員。よつて床次君の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

なおこの際お諮りをいたします。本案に關する衆議院規則第八十六条による報告書の作成に關しましては、委員長に御一任をお願いいたし存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認め、さように決定いたします。

本日はこれにて散会をいたします。午後四時四十二分散会

〔参照〕

奄美群島の復員に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案（内閣提出に關する報告書）

〔都合により別冊附録に掲載〕

地方行政委員会議録第一号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 二 末二 法律施行後 法律施行後

五 四 末七 お専ね お専ね

七 二 四 宮口八重山 宮口八重山

九 四 六 〇参考人 〇泉参考人

昭和二十八年十一月六日印刷

昭和二十八年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局